

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

このたびの対応方針では、指定都市市長会が共同提案した「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限」について、道府県から指定都市へ移譲することが示されました。このことは、待機児童対策をはじめ、子育て支援や女性活躍の推進に積極的に取り組んでいる指定都市にとって大きな前進です。

地方からの提案による事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの見直しを可能とするこの「提案募集方式」は、「地方創生」や「一億総活躍社会」の実現に向けた、地方自治体の政策実現の幅を広げる、意義のある取組であり、これまでに「農地転用許可に係る事務・権限」の指定市町村への権限移譲や「地方版ハローワークの創設」などの成果を上げてきました。

今後、市民の利便性向上や行政効率化に資することが明らかな提案は、具体的な支障事例の有無にかかわらず積極的に検討していただくことにより、「提案募集方式」が地方の発意や創意工夫を最大限に酌み取るものとなることを求めます。

私たち指定都市は、今後とも国や他の地方自治体と連携・協力し、圏域の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し、地方創生の実現を牽引する役割を果たしていきます。

そのためにも、指定都市が持つ総合力を最大限に発揮できるよう、地域の実情を踏まえた地方分権改革が進むことを期待します。

平成28年12月20日
指定都市市長会会長

林 文子